

再苦情調査結果報告書

1 再苦情の対象となった措置

福島県知事が申立人に対して別紙 1 のとおり通知した工事等請負業者入札参加資格制限措置

(申立人)

白河市新白河一丁目 7 3 番地

三金興業株式会社

代表取締役 金子 芳尚

2 申立人からの苦情申立て

別紙 2 のとおり。

3 当該苦情申立てに対する福島県知事の回答

別紙 3 のとおり。

4 申立人からの再苦情申立て

別紙 4 のとおり。

5 調査

(1) 調査年月日

平成 19 年 11 月 26 日 (月)

(2) 調査方法

申立人及び県側担当者からの意見聴取

6 当部会の調査結果

当該工事等請負業者入札参加資格制限措置は妥当である。

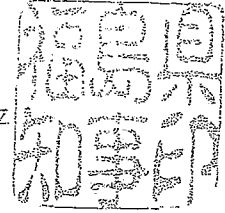
7 理由

申立人は元請としての監督責任を認めながらも、被災者の過失が比較的大きいと認められるため、福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱(以下「要綱」という。)別表措置基準第 1 の 8 八により文書注意として措置するのが妥当であると主張している。しかし、被災者本人に過失があったことは、当部会としても認めるところであるが、白河労働基準監督署労働基準監督官からの指導票において、再発防止対策や下請けへの必要な指導教育のほかに、安全帯の掛け替え方法についての必要な対策を求めているなど、元請である申立人に対して相当の監督責任を認めていること、また、死亡事故に至る可能性もあったという重大性を鑑みた場合、元請事業者としての現場作業員に対する予防措置も含めた労働安全対策並びに施工体制及び作業方法に対する監督が十分とは言えなかったと認められることから、要綱別表措置基準第 1 の 8 八により 2 週間の入札参加資格制限として措置したことは妥当であると判断する。

三金興業株式会社

代表取締役 金子 芳尚 様

福島県知事 佐藤 雄平



工事等請負業者入札参加資格制限通知書

このたび、貴社に対して下記のとおり入札参加資格制限を行うこととしたので通知します。今後はこのような事態が生ずることがないように十分注意してください。

なお、入札参加資格制限の期間中は、新たに県発注に係る工事等の全部若しくは一部を下請し、若しくは受託し、又は当該工事等の完成保証人等となることはできません。

記

1 入札参加資格制限の期間

平成19年11月12日から平成19年11月25日まで

2 入札参加資格制限の理由

平成19年7月25日8時52分頃、国土交通省郡山国道事務所が発注した西郷地区消融雪工事現場において、貴社の安全管理の措置及び安全衛生教育が不適切であったことから、一次下請負人の作業員が負傷する工事関係者事故が発生した。

このことが、本県建設工事等入札参加資格制限措置要綱別表第1の8（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）に該当するため。

(事務担当 総務部財務領域入札改革グループ 電話024-521-7899)

入札参加資格制限措置に係る苦情申立書

平成19年11月14日

福島県知事 様

住 所 福島県白河市新白河一丁目73番地
商号・氏名 三金興業株式会社
代表者氏名 代表取締役 金子 芳 蘭

(代表者印白抜き)

入札参加資格制限措置に係る苦情処理手続要領第3条第1項の規定に基づき下記のとおり申し立ていたします。

記



1 申立てに係る措置

処分の取消し及び訂正(文書注意)

2 申立ての趣旨及び理由

平成19年11月12日付、19財第5226号「工事等請負業者入札参加資格制限通知書」により平成19年11月12日から平成19年11月25日までの期間の入札参加資格制限措置を通知されましたが、下記の理由により異議を申し立てます。

第一に、当社は、この度の国土交通省東北地方整備局郡山国道事務所が発注した西郷地区消融雪工事現場における工事関係者事故については、別紙写、白河労働基準監督署の平成19年8月23日付「指導票」のとおり被災者の過失が大きいことにより発生したものと認識しております。

したがって、福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱別表措置基準第1の8・Ⅲハに認定することが妥当であるところではあります。

第二に、発注者である国土交通省東北地方整備局は、契約課に平成19年11月13日、今回の事故に対する処分について問い合わせたところ、近々決済するところであるが「指名停止」には該当しない。との返答であり、三ヶ月以上にわたり事故内容について関係機関の見解等を精査して処分内容を検討しているところではあります。

以上のことから、福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱別表措置基準の認定採用に誤りがあり、発注者の処分が確定する前の措置であるため、発注者の処分決定後の措置とし、また、措置内容について訂正することが妥当であるとと思われるため、申し立てするものです。

指 導 票

平成19年8月23日

三金興業株式会社
代表取締役 金子 牙尚 殿
(西郷村消融雪工事)

白河 労働基準監督署

~~労働基準監督官~~
厚生労働技官
厚生労働事務官

(氏名及び印白抜き)

あなたの事業場の下記事項については改善措置をとられるようお願いします。

なお、改善の状況については 9月6日までに報告してください。

指 導 事 項

平成19年7月25日に発生した下請事業場労働者 にかける墜落災害について、
再発防止のために下記事項について改善して下さい。(氏名白抜き)

記

- 1 本件は、つり足場の組立て時に安全帯の使用方法が不適切であったために墜落したと思われるので、元請として原因を究明し、再発防止対策を講じるとともに、下請に対して、必要な指導教育を行うこと。
- 2 安全帯を使用する作業については、安全帯の使用方法、取付け設備、移動時など安全帯の掛け替え方法について、事前に危険性について検討し、必要な対策を講じること。

(割印白抜き)

(以 下 余 白)

受領年月日 平成19年8月24日

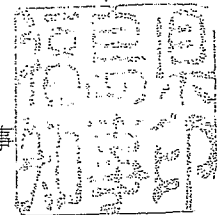
受領者職氏名 三金 牙尚 (氏名及び印白抜き)

平成19年11月20日

三金興業株式会社

代表取締役 金子 芳尚 様

福島県知事



入札参加資格制限措置に係る苦情申立てについて（回答）

平成19年11月14日付けで貴社から申立てがありましたこのことについて、下記のとおり回答します。

記

以下の理由により、入札参加資格制限措置については妥当であると判断しております。

1 第一の点について

平成19年8月23日に白河労働基準監督署から貴社に対して出された指導票において、「元請けとして原因を究明し、再発防止対策を講じるとともに、下請けに対して、必要な指導教育を行うこと。」との改善措置が求められており、今回の事故発生に関して被災者の過失による部分があったとしても、元請としての安全管理の措置及び安全衛生教育にも改善を要する点があり、貴社の措置が適切であったとは言い難いと判断しております。

2 第二の点について

入札参加資格制限措置は、行政処分とは異なり、契約の相手方として適当でないと判断したことに基づく措置であり、この判断は、国、県、市町村などがそれぞれ独自の基準に基づき行うものであります。

したがいまして、今回の措置につきましても、県が要綱に基づき判断したものであり、発注者である国の措置を待ったり、国の措置に従ったりする必要はないものです。

教示

この回答に対して不服がある場合は、入札参加資格制限措置に係る苦情処理手続要領第8条に基づき、この回答の翌日から起算して2週間以内に再苦情申立てを行うことができます。

入札参加資格制限措置に係る再苦情申立書

平成19年11月21日

福島県知事 様

住 所 福島県白河市新白河一丁目73番地
商号・氏名 三金興業株式会社
代表者氏名 代表取締役 金子 芳尚

(代表者印白抜き)

入札参加資格制限措置に係る苦情処理手続要領第8条第1項の規定に基づき下記のとおり申立ていたします。

記

1 申立てに係る措置

処分の取消し及び訂正(文書注意)

2 再苦情申立ての趣旨及び理由

平成19年11月14日付、入札参加資格制限措置に係る苦情申立書に対する回答が平成19年11月20日付でありましたが、県は平成19年8月23日付、白河労働基準監督署の当社に対する指導票において、「元請けとして原因を究明し、再発防止対策を講じるとともに、下請けに対して、必要な指導教育を行うこと。」との改善措置が求められており、今回の事故発生に関して被災者の過失による部分があったとしても、元請けとしての安全管理の措置及び安全衛生教育にも改善を要する点があり、当社の措置が適切であったとは言い難いと判断しております。

しかしながら、白河労働基準監督署は、今回の事故は、被災者の安全帯の使用方法が不適切であったために墜落した。として元請けに労働基準法、労働安全衛生法等に違反する安全管理の措置及び安全衛生教育が不適切であったとの見解はなく、事故の発生原因は被災者の過失によるものであり、上記の法令違反ともなるような不適切な措置であれば、当然に今回の指導票による改善措置の報告に止まることなく別の処分がなされるべきところです。指導票は安全管理の措置等が不適切であったのではないが、更に今後いっそうの再発防止対策を講じ、下請に対し必要な指導教育を行うことをお願いしています。と今回の事故の発生原因についての見解を話されております。

なお、本日現在当社は、上記のような処分は受けておりません。

また、被災者はその後事故状況の聴取をしたところ、今回の事故の発生原因は被災者本人の安全帯の使用方法の誤りであったと、過失を認めております。

以上のように、今回の工事関係者事故の発生原因は、当社は安全管理の措置等が適切であったにもかかわらず被災者の安全帯の使用方法を誤ったという過失によるものとの見解であり、県の、当社の安全管理の措置及び安全衛生教育が不適切であったとする判断は、当社との判断に相違があるため、事故発生原因と当社の安全管理等の措置の関連を再検討の上、適正な処分をお願いしたく、再申立てするものです。